

平成 28 年第 2 回鴨川市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成 28 年 8 月 4 日（木）午前 10 時から午前 11 時 40 分

2. 場所 鴨川市役所 4 階 400 会議室

3. 出席者

（1）委員

村尾佳子委員、樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、久保忠一委員、
佐々木久之委員、鈴木邦夫委員、小木慎治委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第 14 条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

税務課 中村一浩課長、渡邊寿美課長補佐

健康推進課 牛村隆一課長、山口隆司係長

市民生活課 石井利彦課長、塚越均課長補佐

国保年金係 山本文子係長、小原富裕主査

4. 欠席者

川上正利委員、林宗寛委員

5. 次第

（1）開会

（2）市長あいさつ

（3）会長選出

（4）議件

①平成 27 年度国民健康保険特別会計決算について

②国民健康保険制度改革について

③その他

（5）閉会

6. 会議内容

別紙のとおり

7. 会議の傍聴者等

なし

1. 開会

(司会)

皆様、おはようございます。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の塚越です。よろしくお願いいたします。

定刻前ですが、会議に先立ちまして、2点ほどお時間を頂戴いたします。

まずは、配布資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしてございますが、1点目として、平成28年第2回鴨川市国民健康保険運営協議会次第、2点目として鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿、3点目として国民健康保険運営協議会関係法令等（抜粋）でございます。そして、4点目として資料1・資料2・参考資料です。本日追加でお席にお配りしています「かもがわ健康ポイント実証事業について」です。以上ですが、皆様お手元にありますか。不足がございましたら、お申し出ください。

次に、この4月の人事異動もございましたことから、関係課及び事務局の職員を紹介させていただきます。それでは、自己紹介という形で、お願いします。

※ 事務局 自己紹介

以上、制度運営、そして、事務局を努めさせていただきます職員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まずは、皆様方に報告事項がございます。去る6月10日付けのことですが、市議会議員の役員の改選に伴いまして、委員の任期途中ではありましたが、公益代表の鈴木美一会長、脇坂保雄委員から辞任届が提出され、これを受理いたしましたことを報告いたします。

そして、改めて市議会議長あてに公益代表としての委員の推薦を依頼したところ、新たに久保忠一委員、佐々木久之委員の推薦をいただき委嘱をさせていただきましたことを、併せてご報告させていただきます。

では、委員の構成も変わりましたことから、ここで委員の皆様にも、自己紹介ということで一言づつお願いしたいと存じます。

※ 委員 自己紹介

ありがとうございました。

続きまして、本日、保険医代表の川上委員・林委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

これにより、本日の出席者は8名です。鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の定足数に合致することを報告いたします。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。また、議事録作成のため会議を録音させていただきますので予め、ご了承ください。

それでは、次第により進めさせていただきます。

はじめに、長谷川市長より、ごあいさつを申し上げます。

2. 市長あいさつ

みなさん、おはようございます。本日は、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、平成 28 年第 2 回鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日頃から、国民健康保険事業の円滑な運営につきまして、格別のご指導、そしてご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、様々な分野で改革、変革が進み、国ではいろいろな投資をしており、これからも投資をしていくとの政府与党から話がありました。いずれも未来への投資であるという言葉が頻繁に出ていました。まさに本市が行おうとしている、これからの総合計画を含めて、これからの鴨川をどのようにしていったら良いか、未来への投資を皆様に考えていただいています。これから皆様にご検討いただく国民健康保険、こちらでも将来どんな方向で保健事業が進んだら良いか、ご検討をいただく会議と考えております。

そのような中で、昨年の 5 月に、「国民健康保険法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、国民健康保険の広域化という現行の制度が始まって以来の、大変大きな制度改革が、いよいよ本格的に始動したところであり、今後、広域化がスタートする平成 30 年度に向け、円滑に制度改革を実行していくため、様々な準備を着実に進めていかなければなりません。

現在、国からは制度改革の概要が示され、国と地方団体との協議の場である「国保基盤強化協議会」において、具体的な議論が進められているところでありまして、広域化後の予算の積算方法や加入者の方々の負担のあり方など、詳細な部分については、今年度内には示される予定となっております。詳細な部分が明確に示され次第、県との協議を重ねながら、速やかに具体的な対応に着手してまいります。

今回の制度改革は、国民皆保険制度を将来にわたり、健全な状態で持続をさせ、安定的な医療提供体制を次世代に繋ぐための、極めて重要な社会保障制度改革であると認識しております。この制度改革の目的を達成するため、委員の皆様からのご意見、ご指導を賜りながら、広域化に向けた体制を的確に整備してまいり所存でございます。

さて、本日の議題は、「平成 27 年度国民健康保険特別会計決算について」、「国民健康保険制度改革について」でございます。

後ほど、詳しくご説明させていただきますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴いまして、被保険者一人当たりの医療費は確実に上昇いたしており、後期高齢者支援金や介護納付金などの、高齢者の医療や生活を支える各種制度に対する拠出金も増加し続けてございます。

その一方で、国の経済政策の失速が懸念されるなか、今後、国保の被保険者の高齢化などから、保険料算定の基礎となります被保険者の所得は低迷が続いており、国保会計も依然、厳しいものとなっております。

本市といたしましては、収納率の向上や医療費の適正化対策をはじめ、広域化に当たっての国・県からの交付金、前年度の繰越金など活用を図ることで、国保加入者の負担軽減を念頭に置きながら、国保事業の運営を図っているところでございます。

本日、委員の皆様には、本市の国保事業の一層の健全な運営に向け、忌憚のないご意見やご論議を賜

りますようお願い申し上げます、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長選出

(司会)

続きまして、会長の選出でございますが、規定によりまして、会長代理の鈴木邦夫委員に座長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、座長席にお移りいただきますようお願いいたします。

※ 会長代理 着席

(会長代理)

それでは、会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきます。

初めての委員さんもいらっしゃいますので、国保運営協議会に関する法令等について、事務局より説明をお願いいたします。

(市民生活課長)

資料の国民健康保険運営協議会関係法令等（抜粋）をご覧ください。

既にご高承の委員もいらっしゃると存じますが、国保運営協議会は、国民健康保険法第 11 条に基づいて、市町村に設置いたすもので、国民健康保険の事業運営に係る重要事項を審議する機関でございます。従いまして、議会の議決を得る案件等は、重要事項として委員皆様からのご審議を頂戴いたすものと相成ります。

次に協議会の会長など組織につきましては、国民健康保険施行令第 5 条に協議会に、会長を 1 人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。会長の選任については、次頁の鴨川市国民健康保険条例施行規則第 4 条第 2 項会長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当選者とする。また、委員中に異議のないときは、他の方法を用いることができるとされています。

以上で、協議会に関する法令等の説明を終わります。

(会長代理)

会長の選出でございますが、ただ今、説明にございましたように、会長は公益を代表する委員の中から選出することになっております。また、会長の選出は無記名投票を原則としておりますが、委員の皆様の異議のないときは他の方法を用いることができるとされております。選出の方法は如何いたしましょうか。お諮りいたします。

ご意見等ございましたら、ご発言ください。

(高橋 隆一 委員)

指名推薦で

(会長代理)

指名推薦でという意見がございますがこれでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、指名推薦ということにさせていただきたいと思います。

会長の候補の方をご推薦いただきたいと思います。

(高橋隆一委員)

久保忠一委員さんでは？

(会長代理)

ただ今、久保忠一委員さんを会長にという意見がございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、委員皆様のご賛同を得ましたので、久保忠一委員さんをお願いいたします。

会長が決定いたしましたので、ここで座長の職を解かさせていただきます。ありがとうございました。

※ 会長代理 自席に移動

4. 会長あいさつ

(司会)

それでは、恐れ入りますが、会長に選任されました久保忠一委員さんは、会長席にお移りくださいますよう、お願いいたします。

※ 会長 着席

(司会)

会長となりました、久保 忠一委員さんにご挨拶をいただきたいと思います。と存じます。

(会長)

本日は、平成 28 年第 2 回鴨川市国民健康保険運営協議会ということで、会長という大役をおおせつかりました、文教厚生常任委員会委員長の久保です。ただ今は、責任の重さを痛感しているところでございます。

皆様方のご協力により、国保運営協議会の円滑な運営に少しでもお役に立てればと思っております。

さて、先ほど市長のご挨拶にもございましたが、「医療保険制度改革関連法」が成立しましたことから、国民健康保険を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。

平成 30 年度より、都道府県と市町村は共同で国民健康保険を運営するというところで、役割分担で

は財政運営の責任主体を都道府県、そして、市町村は引き続き保険税の賦課・徴収、資格管理や保険給付の決定、保健事業の実施など、地域におけるきめ細かな事業を継続して行うようになっていくようであります。

国保の財政運営が市町村から都道府県単位に拡大される効果としまして、都道府県は、地域医療ビジョンや医療費適正化計画を策定・実施するなど、医療提供体制の構築主体の役割を担うとともに、財政運営の責任を持つこととなりますので、これまで以上に良質な医療の効果的な提供が可能になるとされているところでございます。

国保が県単位となることで、安定的な運営が可能となり、医療保険のセーフティネットの機能を持続することが期待されているところでございます。

市民の皆様が生涯にわたり、いきいきと健康で元気に過ごされることがなによりも重要であると考えていますので、皆様方におかれましても、今まで以上に、更に生活習慣病等の抑制に努めていただき、健康にご留意いただければと思います。

なお、本日の協議会におきましては、「平成 27 年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について」と「国民健康保険制度改革について」の内容になりますが、どうか委員の皆様におかれましては、今後とも本市の国保事業の適正な運営のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、運営に対する課題等について、積極的なご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。それでは改めまして議件に移らせていただきます。なお、鴨川市国民健康保険条例施行規則第 6 条によりまして、会長が議長となることになっておりますので、久保忠一会長に議長をお願いいたします。

5. 議件

(議長)

会議を始めます前に、国民健康保険運営協議会委員の中から、議事録署名委員を指名させていただきます。樋口委員さんをお願いしたいと思います。

※ 樋口委員 承認

後日、事務局が作成いたします議事録に署名をお願いいたします。

それでは、議件に入らせていただきます。議件 1「平成 27 年度国民健康保険特別会計決算」について、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課長)

それでは、平成 27 年度国民健康保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが資料 1 の 4 ページをご覧くださいと存じます。

始めに国民健康保険の概要についてでございますが、資料の左側部分の下に記載してございますが、国民健康保険の加入状況につきましては、年間平均の加入世帯数は 6,501 世帯、被保険者数は 10,579

人となっております。前年度と比較しますと世帯数で 108 世帯の減、被保険者数で 539 人の減となっております。

次に医療費の動向でございますが、総医療費は 37 億 3,969 万 9,000 円で、前年度と比較しますと 8,968 万 7,000 円、率にして 2.5%増加となっております。これは、主に入院等高額な医療費の増によるものでございます。

次に、決算の概要でございますが、歳入決算額につきましては、左ページの下になりますけれども総額では、52 億 4,788 万 8,000 円で、前年度比 5 億 3,542 万 8,000 円、率にして 11.4%の増でございます。

次に歳出決算額につきまして右ページの下になりますけれども、51 億 365 万 3,000 円で、前年度比 5 億 215 万 6,000 円、率にして 10.9%増加となっております。歳入歳出差引残額では 1 億 4,423 万 5,000 円で、前年度比 3,327 万 2,000 円、率にして 30.0%増となっております。

歳入の内訳でございますけれども、保険税についてでございますが合計額で、9 億 9,071 万 1,000 円で前年度比 5,922 万 3,000 円、率にして 5.6%の減となっております。これは、主に制度改正に伴う保険税軽減対象世帯の増によるものでございます。

国庫支出金は、合計額では 9 億 9,861 万 4,000 円で、前年度比 2,320 万 3,000 円、率にして 2.4%の増となっております。これは、歳出の一般保険者分の医療費の増によるものでございます。

次に、療養給付費等交付金は、退職者医療に係わるもので、決算額では、1 億 8,977 万 9,000 円で、前年度比 3,582 万 4,000 円、率にして 15.9%の減で、歳出の退職者医療の減によるものでございます。

前期高齢者交付金ですが、これは 65 歳から 74 歳の医療費に応じて交付されるもので、決算額は 12 億 4,699 万 8,000 円、前年度比 4,196 万 6,000 円、3.5%の増となっております。鴨川市の国保加入者に占める前期高齢者の割合が多くなっていることによるものでございます。

県支出金でございますが、合計で 2 億 8,166 万 3,000 円、前年度比 2,887 万 4,000 円、11.4%の増となっております。こちらの方は医療費の適正化、国保資格の適用適正化等の実施事業に対する増額交付でございます。

共同事業交付金は、高額な医療費に対して交付されるものでございまして、決算額では、10 億 5,821 万 4,000 円で、前年度比 5 億 6,611 万 8,000 円、率にして 115.0%の増となっております。これは、平成 27 年度において、制度改正による対象医療費の拡大による大幅な増でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金で、2 億 6,217 万 3,000 円、前年度比 5,172 万 3,000 円、24.6%の増となっております。保険税軽減基準拡大に伴う、基盤安定繰入金の増によるものでございます。

国保の財源補填のためとして行われる基金繰入金につきましては、前年度同様の 1 億円の繰入れを実施したところでございます。

平成 27 年度の繰越金でございますが、1 億 4,423 万 5,000 円で前年度比 3,327 万 2,000 円、30.0%の増となっております。

その他収入といたしましては、諸収入で保険税の延滞金等で、877 万 2,000 円で、前年度比 504 万 8,000 円、36.5%の減となっております。

続きまして歳出でございますが、右側のページをご覧くださいと思います。総務費でございますが、1,555 万 7,000 円で国保事業における事務費が主な内容となっております。前年度比 343 万 3,000 円の増、率にして、28.3%の増でございます。主に社会保障・税番号制度システム改修による増でござ

います。

保険給付費につきましては、総額では 31 億 3,207 万 3,000 円で、前年度比 8,408 万 9,000 円、2.8% の増となっております。その内訳として一般医療分が 4.2%増、退職者医療分が 18.0%減でございます。退職者医療分につきましては、平成 20 年度の制度改正により、平成 26 年度にて新規適用が最後となり、平成 27 年度からは現存者が 65 歳まで適用となる経過措置による減となっております。

次に後期高齢者支援金は、国から示された 1 人あたりの支援金額に被保険者数を乗じて算出したものでございまして、決算額は 5 億 8,475 万 2,000 円で前年度比 1,031 万 4,000 円、1.7%減となっております。国保被保険者数の減に伴う減額でございます。

次に前期高齢者納付金ですが、こちらの方は、保険者間の医療費負担調整をはかるものでございまして、35 万 2,000 円、前年度比 68,000 円の減となっております。

老人保健拠出金につきましては、決算額 25,000 円で前年度比 1,000 円の増となっております。これは、平成 20 年 3 月で老人保健制度が廃止となっております、月遅れ請求等に限った事務費として支出したものでございます。

介護納付金は、決算額が 2 億 2,931 万 1,000 円で、前年度比 4,186 万 7,000 円、率にして 15.4%減となっております。これは介護保険事業に係る介護保険第 2 号被保険者分の保険者納付金でございます。国保被保険者のうち第 2 号被保険者数の減に伴う減額でございます。

次に共同事業拠出金でございますが、こちらは、レセプト 1 件について 80 万円以上の医療費を対象といたします高額医療費共同事業拠出金が、1 億 155 万 4,000 円、前年度比 1,050 万 7,000 円、率にして 11.5%の増となっております。

また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、9 億 5,171 万 9,000 円で前年度比 5 億 7,235 万 7,000 円、率にして 150.9%の増となっております。こちらの方は、レセプト 1 件について 1 円以上の医療費を対象とする再保険事業でございます。平成 26 年度まではレセプト 1 件について 30 万円以上を対象としていましたが、制度改正により平成 27 年度からレセプト 1 件について 1 円以上、つまりすべてのレセプトを対象としたことによる増でございます。

合計して、10 億 5,327 万 3,000 円、前年度比 5 億 8,286 万 3,000 円、123.9%の増となっております。どちらも高額医療の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和する措置として、県内の全保険者を対象にして実施されております。平成 27 年度は交付金の対象医療費の拡大と同様に拠出金についても制度改正により増額となっております。

特定健診等事業費につきましては、決算額 1,837 万 3,000 円、前年度比 92 万 8,000 円、率にして 4.8%の減となっております。国保被保険者のうち、特定健診対象者の減に伴うものでございます。

保健衛生普及費は、1,489 万 7,000 円で、前年度比 125 万円、率にして 9.2%の増となっております。これは短期人間ドック助成事業の受検件数の増加によるものでございます。

直診勘定繰出金は、440 万 3,000 円、前年度比 360 万 3,000 円の増です。これは国の調整交付金のうち、直営診療施設整備分として、国保病院にレントゲン装置等を整備するための繰出金の増によるものです。

基金等積立金につきましては、0 円となっております。これによりまして平成 27 年度末の国保財政調整基金残高は左下に記載してありますが、3,986 万 7,000 円となっております。

その他の支出は、前年度の療養給付費負担金等の精算に伴う返還金、保険税過誤納還付金などがございまして、金額につきましては、5,055 万 7,000 円で、前年度比 1,990 万円、率にして 28.2%の減と

なっております。療養給付費負担金等の還付金の減によるものでございます。

以上で、平成 27 年度国民健康保険特別会計決算の状況についての説明を終わらせていただきます。

(議長)

ただ今、市民生活課長から説明ございましたが、質問等ございますか。

(佐々木委員)

歳出の方で、保険財政共同安定化事業拠出金で、レセプト 1 件 30 万円以上からレセプト 1 件 1 円以上を対象ということですが、制度改革によるものでしょうか。

(市民生活課長)

制度改革によるもので、すべてのレセプトが対象となり、増額になったものです。

(議長)

ただ今議題となっております「平成 27 年度国民健康保険特別会計決算」について、ご質問等ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議がないようなので、議件 1 は終了いたします。

次に議件 2 「国民健康保険制度改革について」ですが、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課長)

国民健康保険制度改革について、説明します。資料 2 をご覧ください。1 頁①ですが、国民健康保険税の課税限度額の変更についてです。平成 27 年度と平成 28 年度を比較していますが、国民健康保険税の積算は、医療保険金分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額となります。保険税の計算においてこの 3 つに対してそれぞれの賦課限度額が、国民健康保険法施行令で規定されています。今回施行令の改正により、医療分が 2 万円、後期高齢者支援金分が 2 万円、介護納付金分は変更なし、合計では 4 万円の引き上げとなり、平成 28 年度の保険税の限度額は 89 万円となります。国における法定限度額の引き上げの考え方ですが、国保税の限度額については社会保障審議会に諮問したうえで、考え方を決定しています。内容といたしましては、事業所に勤める社会保険の考え方に習おうというものでございます。社会保険の場合、もっとも高い保険料のランクに該当する被保険者数の割合を 1.0% から 1.5% の間になるようにするという規定がございます。それを国保に当てはめ、もっとも高い保険税の金額である賦課限度額を支払う世帯数が 1.5% 以下となるように調整したものが、今回の改正になります。

次に②の国民健康保険税の軽減措置についてをご覧ください。国民健康保険税については低所得者世帯の税額を軽減するという国の制度が設けられており、保険税のうち 1 人当たりで賦課される均等割、1 世帯当たりで賦課される平等割の応益部分を 7 割・5 割・2 割軽減する措置がとられています。

平成 28 年度は昨年度に引き続き 5 割軽減及び 2 割軽減で対象となる判定所得額の引き上げが行われました。

次に③の国民健康保険の広域化についてです。国民健康保険の現状については、加入者の高齢化、医療技術の高度化、疾病構造の変化などに伴い年々医療費が増加傾向にあります。加入者については、昭和 36 年の制度発足当初は、自営業や農業に携わる者が多く、現在はパートやアルバイトといった非正規労働者、失業者、無職者などの低所得者、高齢者を多く抱え、医療費の財源の確保が困難な状況にあります。市町村国保が抱える構造的な問題を是正するために、平成 29 年度を目途に国保の都道府県単位の広域化を検討してきましたが、平成 27 年 5 月 27 日に国保財政基盤強化策を盛り込んだ「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国保の構造問題の解消を図り、平成 30 年度に都道府県と市町村が共同で国保の運営をする共同保険者となり、当初予定より 1 年先送りとなったところです。

次に 2 頁をご覧ください。平成 30 年度からの共同保険者となる県と市町村の主な役割について記載しています。現在は市町村が個別に国保事業を運営していますが、平成 30 年度から財政運営は都道府県が行うこととなっており、保険税についても各市町村の医療費、被保険者数、年齢構成等による調整を行い、市町村ごとに納付金を決定し、標準保険料率が示されることとなっています。この納付金・標準保険料率を参考に、市町村が保険税を算定し、被保険者から徴収した保険税を納付金として都道府県に納付していきます。

④として今後の予定についてですが、平成 30 年度からの制度の施行に向け、制度や運営の詳細について国と地方の代表で協議しながら検討し、具体化を図っていくところです。都道府県と市町村が共通保険者となることから、平成 28 年度において現在各市町村が使用している国保システムの改修が必要となります。3 頁に今後のスケジュールが示されています。

次に 4 頁をご覧ください。国保事業を行うに当たり主なシステムです。①として国保事業費納付金等算定標準システムです。都道府県による市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定、市町村ごとの標準保険料率の算定業務を支援するためのシステムです。②として国保情報集約システムです。市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、市町村間の情報連携等を支援するためのシステムです。③として市町村事務処理標準システムです。市町村が行う資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付業務を支援するための標準的な事務処理システムです。国保の広域化に向けては、電算システムの改修等が大きな作業となります。直近では、平成 28 年 10 月、納付金や標準保険料率の算定に必要な所得等のデータを都道府県に情報提供するための現行の国保システムの改修が必要となります。

次に⑤その他として、医療制度の改革についてです。アとして入院時食事療養費自己負担額の見直しです。入院時の食事代について、入院と在宅療養との負担の公平性や介護保険における食事療養費の取扱いとの公平性の観点から、入院時の食事代の自己負担について、1 食当たり平成 27 年度は 260 円、平成 28 年度は 360 円、平成 30 年度は 460 円と段階的に引き上げるものです。ただし、指定難病患者や小児慢性特定疾病患者については据え置くこととなっています。イとして紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入です。紹介状なしで特定機能病院やベッド数が 500 床以上の病院を受診する場合に、定額負担を求めるものです。低度の疾病であればかかりつけ医を受診し、高度な処置が必要な場合には紹介状による大病院の受診をという外来医療における機能分化を推進するための制度改革です。ウとして診療報酬改定です。平成 28 年度は 2 年に 1 度の診療報酬改定の年で、医師らの技

術料は 0.49%の増とする一方、薬価は 1.52%の減、全体で 1.03%減の改定となりました。エとして短時間労働者に対する健康保険の適用拡大です。現行週 30 時間以上から週 20 時間以上、月額賃金 88,000 円以上、勤務期間 1 年以上、従業員 501 人以上の企業が対象となります。この適用により国保の加入者が減ることが予測されます。オとして患者申出療養の創設です。困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用制度の開始です。例えば 1 カ月 100 万円の抗がん剤などが適用されます。

以上で、「国民健康保険制度の改革について」の説明を終わります。

(議長)

ただ今課長からの説明がございました。これらについて質問等ございましたら、ご発言ください。

(「ありません」の声)

(議長)

質問等がなければ、審議を終了します。

次に、「その他」として何かございますか。

(健康推進課長)

本日追加で配付させていただきました資料「かもがわ健康ポイント実証事業」について、ご説明させていただきます。健康に対する市民一人ひとりの意識付けを行っていく仕組みづくりとして、民間の企業では既に実施している事業で、今回は市の健康施策として、市民の健康づくり活動を奨励することにより、健康増進に係る市民一人ひとりの意識啓発を図り、健康寿命の延伸に資することを目的とします。

本事業に参加する市民一人ひとりによる健康づくりの取組をポイント化し、規定ポイント以上を記録したポイントシートの所有者に抽選等で景品を獲得できることとします。対象者は 20 歳以上の市民です。ポイント授与の対象は、自ら設定した健康づくりに資する取組に係る目標を達成した場合、健診等を受診した場合、健康づくりのイベント等に参加した場合です。ポイントシートは 1,500 枚配布予定です。今後のスケジュールとしては、9 月から事業実施の周知、事業の実施については、10 月から翌年の 1 月まで、その後申請・応募期間を 1 月、抽選・商品の発送については、2 月中旬からを予定しています。景品等については、高機能体重計、鴨川物産交流協会の協力により地元農産物・海産物詰め合わせセット、地域の皆さんと社会福祉協議会で製品化しているかもがわおひさまのポン酢、また参加賞としてオルカ鴨川とのタイアップによる特製クリアファイルを予定しています。ポイントシートの提出時にアンケートの協力を求め、この結果により事業の有効性等に関して検証を行っていくところです。具体的には、3 枚目のようなものを考えています。

(樋口委員)

「自分で目標を立てるもの」と、「健康イベントなどに参加するもの」とどちらか一つでいいのですか。

(健康推進課長)

「健康イベントなどに参加する」だけだと、25 ポイントにしかならないので、両方を実施することになります。

(樋口委員)

自分でこのシートを取りに行くのか、ダウンロードするのかして、自分で始めるということですか。宣誓する場所はないのですか。先に言ってしまう方が、頑張るような気がします。

(健康推進課長)

宣誓してから始めるように検討します。

(議長)

外に何かありますか。無いようでしたら、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

6. 閉会

(司会)

どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の運営協議会を終了いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 11 時 40 分

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成 28 年 9 月 1 日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 樋口 洋子